

青森県報

号外第九号

平成二十一年
三月十三日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県消費者行政活性化基金条例……………	(県民生活課) …… 二
青森県子育て支援対策臨時特例基金条例……………	(こども課) …… 三
青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例……………	(同) …… 五
青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例……………	(労政・能力開発課) …… 七
青森県ふるさと雇用再生特別基金条例……………	(同) …… 八
青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(障害福祉課) …… 一〇
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農村整備課) …… 二

条 例

青森県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける地方消費者行政活性化交付金により、消費者行政の活性化を図るための事業（以下「消費者行政活性化事業」という。）に要する経費及び消費者行政活性化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける地方消費者行政活性化交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、消費者行政活性化事業に要する経費及び消費者行政活性化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業（以下「子育て支援対策事業」という。）に要する経費及び子育て支援対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、子育て支援対策事業に要する経費及び子育て支援対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三号

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける妊婦健康診査臨時特例交付金により、市町村が行う妊婦の健康診査の円滑な推進を図るための事業に要する経費及び妊婦の健康診査を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、青森県妊婦健康診査臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける妊婦健康診査臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、市町村が行う妊婦の健康診査の円滑な推進を図るための事業に要する経費及び妊婦の健康診査を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失つ。

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出・提供のための事業（以下「緊急雇用創出対策事業」という。）及びこれらの者に対する総合的な生活・就労相談のための事業（以下「生活・就労相談事業」という。）に要する経費並びに緊急雇用創出対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てらるため、青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける緊急雇用創出事業臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、緊急雇用創出対策事業及び生活・就労相談事業に要する経費並びに緊急雇用創出対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受けるふるさと雇用再生特別交付金により、地域における継続的な雇用機会の創出を図るための事業（以下「ふるさと雇用再生特別対策事業」という。）に要する経費及びふるさと雇用再生特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受けるふるさと雇用再生特別交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、ふるさと雇用再生特別対策事業に要する経費及びふるさと雇用再生特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六号

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「により」を「及び地域活性化・生活対策臨時交付金により」に、「に要する経費及び」を「及び福祉・介護に携わる人材の緊急的な確保を図るための事業に要する経費並びに」に改める。

第二条中「のうち」を「及び地域活性化・生活対策臨時交付金のうち」に改める。

第五条中「に要する経費及び」を「及び福祉・介護に携わる人材の緊急的な確保を図るための事業に要する経費並びに」に改める。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第七号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三十二 農業用河川工作物応急対策事業 事業費（事務費を除く。）の百分の八に相当する額に事務費の百分の十九・二五に相当する額を加えた額

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭